

建築物環境配慮指針

平成19年4月2日
平成23年11月1日
平成29年4月1日改正

静岡県地球温暖化防止条例（以下、条例）第23条の規定により、建築主が、建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針を次のとおり定める。

1 建築物の環境配慮事項

(1) 建築主は、建築物が敷地外に対して及ぼす大気汚染、騒音、エネルギー、資源消費及び廃棄物などによる環境への影響の低減を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

(ア) 建築物の熱負荷抑制

(イ) 自然エネルギー利用

(ウ) 設備システムの高効率化

(エ) 効率的運用

イ 資源の適正な利用

(ア) 水資源保護

(イ) 非再生性資源の使用量削減

(ウ) 汚染物質含有材料の使用回避

ウ 敷地外環境の保全

(ア) 地球温暖化への配慮

(イ) 地域環境への配慮

(ウ) 周辺環境への配慮

(2) 建築主は、建築物を使用する者にとって重要な、室内環境及び室外環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさ及び耐久性など、建築物の環境品質及び性能の向上を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア 室内環境の向上

(ア) 音環境の向上

(イ) 温熱環境の向上

(ウ) 光・視環境の向上

(エ) 空気質環境の向上

イ サービス性能の向上

(ア) 機能性の向上

(イ) 耐用性及び信頼性の向上

(ウ) 対応性及び更新性の向上

ウ 室外環境（敷地内）保全・向上への配慮

(ア) 生物環境の保全と創出

(イ) まちなみ及び景観への配慮

(ウ) 地域性及びアメニティへの配慮

2 建築物環境配慮計画書における建築物に係る環境配慮措置の評価

静岡県地球温暖化防止条例第24条の規定する建築物環境配慮計画書における建築物に係る環境配慮措置の評価は「C A S B E E 静岡」を用いて行う。

3 建築物環境配慮計画書の届出

条例第24条第1項（同条第2項においてその例による場合を含む。第3項において同じ。）の規定による建築物環境配慮計画書の作成は、様式第1号による建築物環境配慮計画書により行うものとする。

4 工事完了の届出

条例第25条の規定による工事完了の届出は、様式第2号による建築物工事完了届出書により、速やかに行うものとする。

附則

この指針は平成19年7月1日から施行する。

附則

この指針は平成23年11月1日から施行する。

附則

この指針は平成29年4月1日から施行する。